

令和5年度第1回青森県（青森地域）地域医療構想調整会議

日 時 令和5年7月7日（金）17：00～
形 式 オンライン（Z o o m）

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回青森県（青森地域）医療構想調整会議の方を開会いたします。あらためまして本日司会を務めさせていただきます、医療薬務課地域医療確保グループマネージャーの相馬と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、青森県健康福祉部医療薬務課長の泉谷の方からご挨拶申し上げます。

（泉谷課長）

医療薬務課長の泉谷です。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては、日頃から地域医療構想の推進をはじめ、保健医療行政全般にわたり、格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、去る5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことや、今年に入り本県の推計人口が120万人を下回ったことなど、医療を取り巻く環境が急激に変化している中、県民が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保がより一層求められております。

今年度は第7次青森県保健医療計画における、計画期間の最終年度であるため、新たな第8次保健医療計画の策定に向けて、各協議会で議論を進めているところです。本調整会議につきましては、保健医療計画の一部である外来医療計画における協議の場として位置付けられており、本日は外来医療計画の見直しについてご協議いただくこととしております。また外来医療計画に新たに盛り込む予定としております、紹介受診重点医療機関の選定についての協議もごございます。

限られた時間ではございますが地域医療の確保のため、構成員の皆様にはそれぞれの専門的見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

（司会）

本日、永田健康福祉部長が都合により欠席とさせていただきます。議事の進行につ

きましては、青森県地域医療構想調整会議設置要綱第3条第3項に定めるとおり泉谷課長にお願いします。

(泉谷課長)

それでは、あらためまして議長を務めさせていただきます、泉谷です。どうぞよろしくお願いいいたします。

それではさっそくですが議事に入ります。議事(1)の令和4年度病院機能報告の結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

医療薬務課の地域医療構想担当葛西と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

資料1-1をご覧ください。まず県全体の病床機能報告につきまして、令和4年の病床数は13,233床となっており、前年度比では81床減少しているものの、地域医療構想で定める令和7年の必要病床数11,827床を1,406床上回る状況です。医療機能別にみますと、急性期病床が2,552床過剰で、回復期病床が2,138床不足している状況です。

続いて青森地域の病床機能報告につきまして、資料1-2をご覧ください。青森地域の令和4年の病床数は3,412床となっており、地域医療構想で定める令和7年の必要病床数3,024を388床上回る状況です。医療機能別にみますと急性期病床が400床過剰で、回復期病床が391床不足している状況です。

以上から、県としましては今後急性期病床から地域で不足する回復期病床への転換をさらに進めていくことが必要と考えております。引き続き地域医療介護総合確保基金等により支援してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

お配りしました資料1-3につきましては、各医療機関の診療実績等の情報となっておりますが、説明は割愛させていただきます。事務局からは以上でございます。

(泉谷課長)

事務局からただ今説明がありましたが、議事(1)につきましては情報提供でございますので、今後の協議の参考としていただければと思います。

続きまして議事(2)の地域医療構想に関する国の動向と県の対応について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2-1をご覧ください。まず国の動向としまして、国は令和5年3月31日付けで通知を発出し、県に対して3点の対応を求めたため、県としましては次のように対応することを検討しております。

1点目が年度目標の設定です。国の通知により構想区域ごとに各医療機関の具体的対応方針の策定率等に関する年度目標を設定することとされました。これを受けて県としましては各医療機関の具体的対応方針の策定率を100%とすることを、今年度の目標として設定させていただきたいと思っております。

続きましてスライド2をご覧ください。2点目が地域医療構想の進捗状況の検証です。国の通知により病床機能報告上の病床数と、令和7年の必要病床数に差異が生じている構想区域は、差異の要因の分析および評価を行い、必要な対応を行うこととされました。必要な対応としてあげられているものの1つ目が、非稼働病棟を有する医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、病棟を稼働していない理由や今後の見通しについて説明を求めることです。

必要な対応の2つ目が、非稼働病棟以外の病院がある場合は、地域医療構想調整会議において、各医療機関の役割分担の方向性等について議論し、当該構想区域の今後の対応を検討することです。

これを受けて県としましては、非稼働病棟を有する医療機関に対して個別に状況確認を行いまして、再稼働が見込まれない場合は病床数の見直しを依頼いたします。加えて依頼に応じただけでない場合は、地域医療構想調整会議で非稼働病棟についてご説明いただくなどの対応を検討したいと考えております。非稼働病棟以外の要因につきましては、今年度各医療機関の具体的対応方針にかかる協議を行う予定としておりますので、その協議を行った上で具体的な対応を検討してまいりたいと思っております。

なお先日行われました他の構想区域の調整会議におきまして、病院プロフィールシートにおける休棟と休床の取扱について、不明瞭である旨のご指摘がございましたので、この点につきましては別途整理してご案内差し上げたいと思っております。

続きましてスライド3をご覧ください。3点目が再編検討区域と重点支援区域についてです。重点支援区域は複数医療機関の再編等を検討している地域を対象とし、国が集中的に支援を行う制度となっており、再編検討区域は重点支援区域の申請を検討する初期段階におきまして、国が支援を行う制度となっております。今回の通知では令和5年度末までに重点支援区域の申請の可否の判断を行い、この際、必要に応じて再編検討区域の支援にかかる依頼を行うこととされました。これを受けて県としましては再編統合の検討が望ましいと判断した医療機関に対して、個別に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお青森地域については、青森県立中央病院と青森市民病院の関係で、令和5年3月に重点支援区域として選定されております。

青森地域の重点支援区域の選定についてご報告いたしますので、資料2-4をご覧ください。まずこれまでの経緯としまして、青森県立中央病院と青森市民病院は、今後、病院を新築整備することを基本方針として各種検討を行っており、昨年度に書面開催しました第1回調整会議におきまして、重点支援区域へ申請することについて地域の合意が得られましたので、国に対して重点支援区域の申請をしておりました。

そうした中令和5年3月24日付けで重点支援区域として選定され、現在関係者間におきまして国からの具体的な支援内容等について調整しております。役割や医療連携などにつきましては、引き続き調整会議などの適切な場におきまして協議してまいりたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(泉谷課長)

ただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それではご意見等ないようでございますので、資料のとおり進めさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして議事(3)の具体的対応方針の策定見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3-1をご覧ください。まずこれまでの経緯としまして、地域医療構想が策定された平成28年3月以降、各医療機関の具体的対応方針について、地域で共有し協議を進めてまいりました。国は令和2年1月17日付け通知により、診療実績が特に少ない等の要件に該当する公立・公的病院を対象に、具体的対応方針の再検証を求めました。

これを受けて県では令和4年3月に書面開催しました、令和3年度第2回調整会議におきまして、25の公立・公的病院の具体的対応方針の再検証内容につきまして、所定の様式に取りまとめた上で会議に諮り各地域の合意を得ました。その後、国はさらに通知を発出し、令和5年度末までに全医療機関の具体的対応方針の策定・見直しを求めました。

これを受けて県では令和4年9月に書面開催しました令和4年度第1回調整会議におきまして、再検証対象の25の公立・公的病院に、高度急性期、急性期機能を有する19の民間病院を加えました44病院につきましては、再検証の枠組みを用いて具体的対応方針の策定・見直しを行い、その他の医療機関につきましては、病院プロフィールシートや病床機能報告の内容を具体的対応方針とすることを提案し、多くの構成員から了承をいただきました。

続いてスライド2をご覧ください。津軽地域および青森地域においては、令和5年2月にオンライン開催しました令和4年度第2回調整会議において、板柳中央病院、青森県立中央病院、平内中央病院の具体的対応方針につきまして、所定の様式に取りまとめた上で会議に諮ったところ、各地域の合意が得られました。

これらを踏まえまして(3)これからの取組として、再検証対象の25の公立・公的病院および高度急性期、急性期機能の病床を有する19の民間病院につきましては、提出された所定の様式を基に順次協議していくこととし、その他の131の医療機関につきましては、

提出された病院プロフィールシートや病床機能報告を県が取りまとめた上で会議に諮り、協議していくこととしたいと考えております。

なお現在各医療機関と調整中のため、今回の調整会議におきましては具体的対応方針についての協議はございません。

スライド3をご覧ください。こちらはこれまでの内容の整理表となっております。その他お配りしました資料3-2や資料3-3につきましては、過去の調整会議において協議された内容でございますので、今回の具体的対応方針を検討する上でご参考としていただければと思います。事務局からは以上でございます。

(泉谷課長)

それではただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか？

それではご意見等ないようでございますので、資料のとおり進めさせていただきたいと思っております。

続きまして議事(4)の紹介受診重点医療機関の選定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1をご確認ください。まずこれまでの経緯としまして、令和4年4月に外来機能報告制度が施行され、外来機能の明確化連携に向けて、地域においてデータに基づく協議を行い、紹介受診重点医療機関を明確化することとされました。紹介受診重点医療機関を明確化することにより、外来患者の流れの円滑化による外来患者の待ち時間の短縮や、勤務医の外来負担軽減等が期待されております。

書面開催しました令和4年度第1回調整会議におきまして、令和5年3月に紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議を行う予定としておりましたが、国からのデータ提供時期の都合上、今回の調整会議において協議する運びとなりました。

続きまして紹介受診重点医療機関の選定に係る協議の進め方を説明します。国から示された協議の進め方を踏まえまして、県では協議対象となる医療機関に対して、紹介受診重点医療機関検討票の作成を依頼いたしました。協議対象となる医療機関は3パターンあります。①基準を満たす、かつ意向があり、②基準を満たす、かつ意向がなし、③基準を満たさない、かつ意向があります。青森地域におきましては、協議対象となる医療機関は全部で5医療機関ありまして、①に該当する医療機関は青森県立中央病院さん、青森市民病院さんで、②に該当する医療機関は鷹揚郷青森病院さん、青森厚生病院さん、AMCクリニックさんとなっております。

続いてスライド2をご覧ください。県としましては国の事務連絡を踏まえ、こちらの表に沿って協議を進めさせていただきたいと思っております。まず①の場合は各医療機関の検討票に

対し、出席者からご意見などある場合は協議を行います。②の場合も①と同様に検討票に対しご意見などある場合は協議を行います。③の場合は対象医療機関が検討票を基に、考え方や基準を満たす蓋然性、基準を満たすスケジュールの説明を行い、それに対して出席者からご意見がある場合は協議を行います。協議の結果異議がない場合は各医療機関の意向に沿った形で紹介受診重点医療機関となる。または紹介受診重点医療機関とならないこととしたいと思います。なお紹介受診重点医療機関として選定された場合は、8月1日に県庁ホームページで公表いたします。

続いてスライド3をご覧ください。こちらは国から提示されております次回以降のスケジュールとなっております。紹介受診重点医療機関の選定は毎年度行うこととされており、今回は令和4年度の外来機能報告に基づく選定ですが、令和5年度の報告に基づく選定につきましては、現時点のスケジュールとしましては1月から3月中に行う予定とされております。

お配りしました資料4-2は各医療機関に作成していただいた検討票となっております。検討票を基に協議していただければと思います。

資料4-3は対象医療機関以外の外来機能報告の結果ですので、協議の参考としていただければと思います。

資料4-4と資料4-5は国の資料ですので、こちらも協議の参考としていただければと思います。

資料4-6と資料4-7は紹介受診重点医療機関のポスターとリーフレットですので、県民への普及啓発などにご活用いただければと思います。事務局からは以上でございます。

(泉谷課長)

それでは資料4-2の検討票をご確認いただき、紹介受診重点医療機関の選定について協議をしていきたいと思っております。先ほど事務局から説明がありましたが、青森地域では基準を満たし意向がある医療機関として、青森県立中央病院、青森市民病院の2病院と、そして基準を満たし意向がない医療機関として鷹揚郷青森病院、青森厚生病院、AMCクリニックの3医療機関が検討対象となっております。協議対象となっている5医療機関の検討票につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか、ご意見等ございませんでしょうか？それではご意見等がないようでございます。それでは異議がないと認めまして、今回の協議をもちまして青森県立中央病院、青森市民病院については、紹介受診重点医療機関として選定することとし、鷹揚郷青森病院、青森厚生病院、AMCクリニックについては、紹介受診重点医療機関として選定しないこととさせていただきます。

それでは続きまして議事(5)の外来医療計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5-1をご覧ください。まずこれまでの経緯としまして平成30年7月の医療法の一部改正により、都道府県の医療計画に定める事項として、外来医療にかかる医療提供体制の確保に関する事項が追加されました。これを受けて県では人口減少や高齢化の進展する中で、県民が住み慣れた地域で必要とする医療が将来に渡って安心して受けられるよう、地域における外来医療機能の不足偏在等の解消を目的として、令和2年3月に第7次保健医療計画の一部として外来医療計画を策定いたしました。令和5年3月に外来医療計画ガイドラインの一部改正があり、改正内容を踏まえ令和5年5月29日付けで構成委員あて外来医療計画の見直しの方向性等にかかる意見照会を行いました。

スライド2からスライド4にかけまして構成員からいただいたご意見と、それに対する県の考え方を提示しております。本日はお時間の都合上ご意見の詳細は割愛させていただきます。

続いてスライド5をご覧ください。いただいた意見を踏まえまして見直しの方向性について説明いたします。まず計画の大枠は現行計画を踏襲いたします。ただしガイドラインの改正により求められたことへの対応と、全体のスリム化等の観点から3点を見直すことを検討しております。

1点目が令和5年4月1日以降に新規購入した医療機器の稼働状況の報告を求めていく旨を盛り込むことです。ただし意見を踏まえまして具体的な報告内容につきましては、医療機関の負担を考慮することといたします。2点目が紹介受診重点医療機関を含む外来機能報告に関する事項を盛り込むことです。3点目が医療計画の医師や看護師等の医療従事者の確保に関する事項や、在宅医療に関する事項、救急医療に関する事項などと重複する内容は必要に応じて削除やページ参照などにより提示することです。

続いてスライド6をご覧ください。こちらは外来医療計画の見直しに向けたスケジュールです。スライドの右側が外来医療計画の協議の場である本調整会議についてのスケジュールで、今回の調整会議において見直しの方向性に関する協議を行いまして、8月頃に一度調整会議の構成委員あて外来医療計画の案に関する意見照会をさせていただきたいと考えております。外来医療計画を含む保健医療計画の見直しにあたりましては、調整会議の他各協議会や医療審議会等において協議を併行して進めております。

事務局からは以上でございます。

(泉谷課長)

それではただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

ご意見等ございませんでしょうか？

それではないようでございますので、資料のとおり進めさせていただきます。

続きまして議事(6)の外来医療計画に基づく共同利用計画および医療機器の保有状況に

ついてでございますが、こちらは情報提供のみとなりますので、説明の方は割愛させていただきます。資料につきましては、今後の医療機器の運用の参考としていただければと思います。

続きまして議事（７）の地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料７－１をご覧ください。１ページ目ですが回復期病床への変換支援につきましては、今年度補助金の交付予定はございません。

続いて２ページ目をご覧ください。病床の見直しにともなう設備改修や人件費などへの支援につきましては、今年度青森厚生病院さんへ１，２４０万円の交付を予定しております。

続いて３ページ目をご覧ください。病院改築への支援につきましては、今年度弘前記念病院さんへ７，９４８万円の交付を予定しております。

続いて４ページ目をご覧ください。病床削減への支援につきましては、今年度金木病院さんへ４，５６０万円、エフクリニックさんへ４７８万８千円、熊谷眼科医院さんへ９１２万円の交付を予定しております。

続いて５ページ目をご覧ください。在宅医療で使用する医療機器、車両購入への支援につきましては、現在取りまとめ中でしたのでご検討されている医療機関がございましたら、県庁ホームページをご確認の上、お早目にご相談いただければと思います。事務局からは以上でございます。

（泉谷課長）

それではただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

ご意見等ございませんでしょうか？それではないようでございますので、資料のとおり進めさせていただきます。

続きまして議事（８）の医師の働き方改革について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料８－１、令和６年４月からの医師の働き方改革にかかる対応についてご説明申し上げます。まず１番といたしまして宿日直許可の取得状況、こちら青森県調べということになります。県内の病院数９０病院のうち許可が不要の病院９病院を除く８１病院の中で、宿日直許可が取得済みという確認が取れているのが４４病院５４．３％、青森県医療勤務環境改善支援センターにおいて、取得に向けて支援中もしくは進捗状況確認中の病院が２７病院３３．３％、県で状況を把握できていない病院が１０病院１２．４％という形になってございます。

続きまして2番、宿日直許可の取得の必要性についてです。こちらにつきましてはもう皆様方既にご承知のこととは思いますが、あらためて説明させていただきます。

令和6年4月からの医師の時間外労働時間の上限規制がスタートいたしますが、宿日直許可を受けた場合は、この上限規制との関係で労働時間としてカウントされません。また勤務と勤務の間の休息时间、勤務間インターバルとの関係で宿日直許可を受けた宿日直、9時間以上連続したものについては、休息时间として取り扱えるということとなります。このことから医師の労働時間や勤務シフトとの関係で宿日直許可は大変重要でありまして、特に大学病院等からの派遣で宿日直業務を行っている医療機関においては、宿日直許可の取得が必須という形になってございます。

続きまして資料の8-2をご覧ください。こちらは宿日直許可の取得状況ということで、県が把握している分の病院さんのリストとなっております。まず宿日直許可取得済み病院として県が把握しているのが44病院、青森県勤務環境改善支援センターにおいて支援中の病院が23病院、状況確認している病院が4病院。

続きまして宿日直許可の必要性また取組状況等が県として把握できていない病院が10病院と、こちらの圏域になりますと青森敬仁会病院さんの方がちょっと県の方で状況が確認をできていない病院という形になってございます。

現在宿日直許可取得されている病院さんにおかれましては、今一度、許可書の現物があるのかどうかについてご確認をいただければと思います。こちらがない場合は取り直しが必要となっております。また現在勤務環境改善支援センターの方で支援をさせていただいている病院さんの中で、もう既に宿日直許可が取れていますというような病院さんがありましたら、是非勤務環境改善支援センターの方にその旨ご一報いただければというふうに思っております。また現在取得されていない病院につきましては、取組の加速をお願いしたいと考えております。特に救急告示病院さんにおかれましては、宿日直許可是非とも取得していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

(泉谷課長)

それではただ今事務局から説明がありました中で、県で把握できていないというところの青森敬仁会病院さんにつきまして、差し支えない範囲で構いませんので現状をお話いただければと思います。よろしく願いします。

(青森敬仁会病院)

大変動きが遅くなって申し訳ございません。今、支度して届出をして準備している最中でございます。あらためて連絡いたします。

(泉谷課長)

分かりました。ありがとうございます。

それでは本日の協議事項は以上となりますが、せっかくの機会でございますので、各病院が抱えている課題などについて、何かご意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか？

(青森県立中央病院)

県病の藤野です。

今の宿日直許可のお話なんですけれども。この宿日直許可取得済みというのは、県の方でどういうふうにして確認されているんですしたっけ？

(事務局)

こちらにつきましては、県の方で行ったアンケート調査。

(青森県立中央病院)

アンケートだよ。結局うちもそう。うち昭和48年に許可取ったやつのコピーがたまたまあったんですけれども。今最後にしゃべられたのはそのきちんとした用紙があるかどうかを確認していただきたいということなんですよね。だから多分アンケートだと、もしかしてであると信じているけど、実際は許可書がなかったという可能性もありますので、それをきちんとご確認いただかないと、後で派遣の問題とかありますので。現物を見て確認してこの資料にしたのかなと思ったんですけど。ただ自分たちの申し出の結果なんでございますよね。

(事務局)

はい。センターの方で支援をさせていただいた病院さんにつきましては、という形になりますので、是非是非、皆様病院の方でご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

(青森県立中央病院)

了解しました。ありがとうございます。

(泉谷課長)

他にございますでしょうか？

ないようでしたら地域医療構想アドバイザーの先生方から何かございますでしょうか。まずは淀野アドバイザーいかがでしょうか？

(淀野アドバイザー)

特にはございませんが。青森地域の重点支援区域の選定がなされておまして、その大きな支援すべきものが青森県立中央病院と青森市民病院の合併の話なんだと思うんです。本当にここにも書いてあるとおりにゆっくり慎重に検討していくことが大切です。例えば県立中央病院って年間4,000台くらいの救急車を引き受けていらっしゃるんですか？

(県立中央病院)

ちょうどそのくらい。3,500台くらいです。

(淀野アドバイザー)

青森市民病院も3,000台くらいですから。合わせるともう7,000～8,000になってしまって、そうすると病院の救急を確保するための体制って、本当に大きな規模で作らなきゃいけないかなと思います。あるいは手術室とか今はもう本当に手術は稼働がなかなかできないというのが、今多くの施設で問題になっていますから。20年先を見据えてそういう手術室とか、あるいは救急体制とか、本当に過不足なく慎重に計算して、計画を策定していただきたいなと思います。以上です。

(青森県立中央病院)

そこに吉田会長もおられるんで、僕が言うのもおこがましいんですけども。我々としては10年後・20年後・30年まあ50年後ぐらいまでの人口調整、人口割合ですね、人口数と高齢者の割合をみて、結局30年とか40年後にあんまり大きくてスカスカの病院でも困るしということで、必要な病床数それから手術室を市民病院の先生方と一しょに検討しているところでございますので。どうもありがとうございます、ご意見。

(泉谷課長)

ありがとうございました。

それでは大西アドバイザー、いかがでしょうか。

(大西アドバイザー)

今回、特別議論になるような議事も少なかったと思いますので、特段ないんですけども。働き方改革ですね。医療従事者、特に医師の勤務環境の改善というのは、非常に重要な課題だとおもうんですね。ですので、どうぞ計画的に取り組むというところでやっていただきたいというふうに思います。私からは以上です。

(泉谷課長)

ありがとうございました。

吉田アドバイザー、いかがでしょうか。

(吉田アドバイザー)

大西先生が言われているように、今回はそれほどもめたり議論を戦わせるというようなものもなく、がありませんでしたし。粛々と進んでいるというふうな印象を持たせていただきました。ご懸念の青森県立中央病院と市民病院の統合の話ですが、その辺りについては、他のと都道府県などには県立病院と市立病院の統合例など含めて前例も少なからずございますので、そうしたところの状況なども勉強しながら、粛々と進めていければと思っています。以上です。

(泉谷課長)

ありがとうございました。

それでは最後に青森市医師会北畠会長、会議全体を通じて何かございませんでしょうか。

(青森市医師会)

ありがとうございます。

実はこの会議をはじめて出席するもので、実質上あまりよく分からなかったんですけども、今日いろいろご説明いただきある程度分かりました。県立中央病院と市民病院の合併の話とか、それから先ほどから出ていた紹介受診重点医療機関の選定とかというのは、実は説明を受けてもよく分からなかったんですけども。今日少し理解できた気分しております。医師会としても地域の医療に十分参加していくことを考えないといけないと思います。それからここで紹介という話がありますけども、紹介状を基にいろいろなやり取りができるような体制を作っていくって、地域の医療を守るようにしていきたいというふうに考えています。

この会議に参加する前までは、単に要は国の政策で、病床を削減するだけの会なのかと思っていたんですけども。今日ちゃんとある程度お聞きして、本当に先の世代を見据えた形で地域の医療の在り方というのを考えているんだなということを、あらためて感じました。非常に参考になりましたので、今後とも十分勉強させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(泉谷課長)

ありがとうございました。

それでは本日の議事は以上となりますが、出席者の皆様には地域医療の確保に向けた議論をいただきました。誠にありがとうございました。マイクを司会にお返しいたします。

(司会)

本日は最後までご出席いただきまして、本当にお疲れ様でした。本日の説明につきまして、

ご意見ご不明な点等ございましたら、後ほど事務局までご確認いただくようお願いします。
それではこれもちまして、令和5年度第1回調整会議の方を閉会いたします。本日はあり
がとうございました。適宜ミーティングルームからご退出くださるよう、お願いします。